

第64回恵庭大会要望事項処理報告

1 北海道の都市間高速移動バスの車椅子仕様について

(北海道身体障害者福祉協会)

現在、JR日高線は復旧の目途が立たない運休路線となっています。その間、日高線を利用した札幌圏域への通院は車椅子利用者も含めて下肢障がいのある交通弱者には大きな支障が出ています。

札幌を中心とした公共交通機関の都市間高速移動バス路線（JR線の無い地域も含む）のその全てにおいて、車椅子利用者も含めて下肢障がいのある交通弱者には、移動手段をたたれたものとなっております。

国を先頭に北海道も障がいの者の自立と社会参加、共存を目指しているところであることは、道民の一人ひとりが理解しているところでありますが、現実からはほど遠い感じがしてなりません。

北海道から、都市間高速移動バス路線を運行する公共交通機関各社に対し、各路線において、せめて一日一往復でも車椅子利用者も含めた下肢障がいのある交通弱者への対応が可能な運行をしていただけるように働きかけてくれることを切望します。

回答：北海道

JR日高線の運休に係る代替バスについては、JR北海道において、各民間バス会社に委託し運行しているところであるため、本路線に係る車椅子利用者への配慮について、JR北海道に要望を行うことを検討します。

また、道内の都市間高速移動バス路線については、所管官庁である北海道運輸局に対し、要望事項を情報提供するとともに、要望方法等について検討を行います。

2-1 道民活動センターのより良い利用について

(北海道身体障害者福祉協会)

今の道民活動センタービルは北海道と管理業者、北海道と入居団体となっており、三者が同一になつての建物の利便性の向上につながつたシステムの構築がなされていない。

各研修室、会議室の借入れが12ヶ月前から可能だが、場所の確保が難しく、12ヶ月前の予定もおおよそで計画を立て、やむなく日にちをずらして、両面で確保しているのが現状であり、12ヶ月後の出席者名簿を提出しなければならないが、人の命は明日のことも解らず、昨年出席者名簿を提出しているのが現実であります。

昨年の北海道外部監査での指摘事項である道民活動センタービルのキャンセル率の低減と、より良い施設利用に関して北海道、管理業者、入居団体との早急且つ定期的な会議を開催していただくことを望みます。

回答：北海道

○道民活動センターの運営にあたっては、共通認識をもって業務を推進することを目的として、指定管理者や女性プラザ、アイヌ総合センター、市民活動促進センター、生涯学習推進センター及び北海道保健福祉部で構成する「センター連絡会議」を毎月開催しておりますので、貴団体において、運営などについて御意見がある場合は、本連絡会議を活用していただくようお願いいたします。

2-2 道民活動センターのより良い利用について

(北海道身体障害者福祉協会)

今の道民活動センタービルは北海道と管理業者、北海道と入居団体となっており、三者が同一になったの建物の利便性の向上につながったシステムの構築がなされていない。

入居団体は毎年施設利用料を支払って入居しているが、毎年施設利用料の値上がりが続いております。最近の4年間を見ても、施設利用料を設定する際の諸経費の根拠を示す数値の提示がなされていないものであり、次年度以降は4月の初回の納付書を発行する際に諸経費の根拠を示す数値の提示を望みます。

回答：北海道

○北海道が所有する行政財産の使用料については、北海道行政財産使用料条例第1条において、「行政財産の使用の許可を受けた者は、この条例の定めるところにより、使用料を納めなければならない。」と規定されており、同様に、電気、水道、暖冷房などの費用については、同条例第8条において「使用料の額に加算して徴収するもの」と規定されているところです。

○加算料金の算定については、北海道財務規則運用方針第205条の17関係第1項の9の(5)に示されている算式に基づき行われており、電気料、水道料、下水道料、暖冷房料など32項目により積算されておりますが、その内訳については、行政財産の使用許可が申請者からの申請に基づき行われる行政処分であることから、お示ししておりません。

○なお、貴団体の道立道民活動センターの入居に伴う使用料については、北海道財務規則第205条の17関係第1項の12の(1)により「直接又は間接に道の事務又は事業の遂行に関連のある団体に使用させる場合であって、特にやむを得ないと認められる場合」であるとして、免除されているところです。

参考 北海道身体障害者福祉協会（加算料金）

平成23年度 603,631円

平成24年度 594,896円

平成25年度 590,382円

平成26年度 597,489円

平成27年度 610,279円

3-1 北海道障害者センター（仮称）の早期開設について

（北海道身体障害者福祉協会）

北海道は現在の道民活動センタービルが北海道障害者センター（仮称）の役割を担うものと解釈しているのであれば、入居団体も含めて北海道の障がい団体に関する各会議室や研修室の利用の優遇をもっと深めてほしい。

また、道民活動センタービルは北海道障害者センターの役割とは別物ならば、早期に北海道からの事業補助団体で構成する3障がい全ての団体が入居して自らが管理できる箱モノが無いことから、障がい部位に拘らない、障がいと向き合う人々の障がいと向き合うことの出来る施設の重要性を理解していただき、北海道障害者センター（仮称）として障がいと向き合う人々が容易に利用できる殿堂の確保を切望します。

回答：北海道

○道民活動センタービルは、社会福祉活動、生涯学習活動、女性活動、アイヌ文化活動等の促進等のため設置されており、障がい者当事者団体をはじめ、設置目的に合致する認められる活動に対しては、様々な優遇措置を講じているところです。

参考○北海道立道民活動センター条例
（設置）

第1条 道民自らの創意や活力が活かされる地域づくりに必要な社会福祉活動、生涯学習活動、女性活動、アイヌ文化活動等の組織的な活動の促進及び道民が行う学習、研修、交流等の機会の充実を図るため、北海道立道民活動センター（以下「道民活動センター」という。）を設置する。

3-2 北海道障害者センター（仮称）の早期開設について

（北海道身体障害者福祉協会）

入居団体も含めて北海道の障がいに関する団体の各会議室や研修室の利用の優遇をもっと深めて欲しい。

回答：北海道

○道立道民活動センターに道の行政財産使用許可を受けて入居する団体が、道の委託、補助及び指定を受けて行う事業で同センターを利用する場合は、通常の申込受付開始日（利用日の12月前）よりも1月早く申込を受け付けており、利用料金も免除しております。

○また、当該団体が社会福祉の発展に資する活動に関連した事業で利用する場合は、利用料金を5割減額できることとしています。

○さらには、入居団体以外であっても、センターの設立目的に合致すると認められる団体で、センターの設立目的に合致すると認められる事業で利用する場合にも、利用料金を5割減額できることとしております。

○要望のありました会議室や研修室の利用に関する優遇措置については、上記のとおり通常より優遇措置を講じているところであり、他の利用者との均衡などから現行の範囲内となることについて御理解をいただきますようお願いいたします。

参考○北海道立道民活動センター利用規程（指定管理者決定）

第5条（優先受付）利用申込書の受付において、次に掲げる事業（理事会、評議会等団体独自の事業を除く）を行う場合は、第3条の規定にかかわらず、会議室、研修室等にあつては、利用しようとする日の属する月の前13月（ホールにあつては、前2年2月）の10日以降の平日から受付することができる。

(5) 北海道財務規則第208条の6の公の施設以外の部分を行政財産の使用許可を受けて入居する団体が、所管部から委託、補助を受けて行う事業

4 行政財産の目的外使用許可の推進について

(北海道身体障害者福祉協会)

障害者福祉団体の行政財産目的外使用許可における自動販売機設置の拡大推進をお願いしたい。

身体障害者福祉法、母子及び寡婦福祉法において、地方公共団体は所有する施設に自動販売機等の設置申請が身体障害者や福祉団体からなされた場合は、許可するよう努めることとされています。

現在、北海道の障害福祉団体は、会員の高齢化により会員数が激減しており、著しく会費収入が減少していることと、市町村における各団体への補助金の縮減により、団体運営や事業の円滑な運営に支障をきたす状況となっております。

そこで北海道庁内、及び北海道の出先機関や市町村においても市町村庁舎ならびに市町村の附属の建物への自動販売機の設置の拡大推進に取り組んでいただけるよう、北海道に切望します。

回答：北海道

○平成18年の地方自治法改正で、庁舎の余裕床の貸付が可能になったことを受け、道においては、厳しい財政状況を踏まえ積極的な歳入の確保が必要なことから、自動販売機の設置については、原則、道が直接事業者に設置場所を貸し付けることとしております。

○しかしながら、社会福祉団体が自動販売機を設置する場合には、道の貸し付けではなく、従来どおり行政財産使用許可での設置としております。

○ご要望のありました件については、道の歳入確保を勘案する必要がありますことから、今後十分な検討が必要なものと考えております。

○市町村における自動販売機等の設置については、各市町村において決定している事項のため、貴団体の要望事項について周知していきます。(障がい者保健福祉課)

参考

○H27現在の貸付台数：120台（H25契約：33台、H26契約4台、H27契約：83台）

○H27現在の使用許可台数67台

- ・社会福祉団体：11台
- ・売店事業者：39台
- ・その他：17台

5 全国障害者スポーツ大会の個人負担について

(北海道身体障害者福祉協会)

2020年に東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、障害者スポーツは厚生労働省から文部科学省へと所管が一元化され、障害者スポーツは、今や「スポーツ」としての位置付けのもと、選手の育成と強化は国をあげての方針のひとつとなりました。

このような状況の中で毎年行われる全国障害者スポーツ大会への参加選手の個人負担金が一人当たり3万円と高額なものになっています。選手や家族の方々にも体面をはばかり、直接的には3万円を負担できないと言って、参加を辞退する方はいませんが、内心では高額の負担金であることから一度は辞退を考えた選手や家族も多いと聞いております。

折角、北海道から選手として選ばれた名誉もさることながら、基本的には障がい弱者であり、せめて大会期間中の昼食代と競技ウェアの半額程度の負担金に減額していただきたく要望します。

回答：北海道

全国障害者スポーツ大会の選手派遣については、北海道選手団を80名規模（選手50名、役員30名）として派遣しているところですが、道予算が厳しい状況下、宿泊費が道予算単価を超える宿泊額となる場合等も多いことなどから、派遣を実施する北海道障がい者スポーツ協会において、3万円（うち競技ウェア代 10,800円、残り 19,200円は旅費分）を事前に選手負担金としていただいています。（なお、選手同行の介助者等役員は負担なし。旅費は宿泊費減等による執行残が生じた場合は事後に返還（H26年度1人当たり約1.5万円返還）。選手負担確定額は約1.5万円）

なお、仮に選手負担額を当初から0円としようとする場合、予算枠の関係から選手団数を減少（選手参加枠を数名縮小）しなくてはならず、2020東京オリパラに向けた育成・強化のためにも可能な限り選手参加枠を確保する必要があると考えており、そのために、参加選手の理解が得られる範囲内で事前の選手負担金をいただいているものです。

参考

26年度実績 昼食代 @900円×6食=5,400円

競技ウェア代 @10,000+消費税(800円)=10,800円

第65回全道身体障害者福祉大会提出議題(要望事項)

1 障がい者等用駐車スペースの円滑な利用に関する要望について

(胆振身体障害者福祉協会)

本年4月より障害者差別解消法が施行されました。障がい当事者は、合理的配慮等がなされ、住みやすい地域づくりが推進されることを念願しております。そのような社会状況下で、既に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」により公共施設、大型商業施設、病院等には障がい者等用駐車スペースが設置されておりますが、障がい等がない人が駐車している不適切利用が横行しております。設置者も設置さえすれば良いとの風潮があり、不適正利用防止策は殆どとられていない現状があります。北海道として、各自治体や関係機関等に障害者等用駐車スペースの必要性和障がい者の社会参加推進に対する啓蒙を宜しくお願い致します。

佐賀県より導入され全国に広がっているパーキング・パーミット制度については、障がい者等用駐車スペースの不適正利用の防止等に有効であると思われまますので、北海道においても早期に導入されるよう検討の程、宜しくお願い致します。

メ モ

2 高速自動車道の障害者割引に関する件

(登別身体障害者福祉協会)

再三・再四にわたり、要望させていただきます。当地には専門性の高い病院や治療の難しい病
気等の診察が可能な病院がなく、札幌市内の専門病院まで通院している人が多くおります。自分
の車を持っていない人も多く、高速道路割引の適用を受けた車両が1台に限定されていることで
大変不便をきたしております。

以前に何らかの事象により現行制度へ改められたようですが、今一度、障害者手帳を所持して
いる人が同乗した車両を1台に限定せず複数台に緩和していただき、いつでも安心して遠距離通
院が可能になるための、高速道路割引における適用範囲の拡大を、切望します。

メ モ

3 配慮を必要としている方のための「ヘルプマーク」の普及に取り組んでください。

(一般社団法人北海道身体障害者福祉協会)

ヘルプマークとは援助が必要な方のためのマークです。

現在、東京都や京都府をはじめヘルプマークを導入している自治体は予定も含めて12都府県市に上ります。

このヘルプマークの目的は援助や配慮を必要としている方が身に着けることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また、外見からは分からないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。

交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

視覚や聴覚に障害があり、状況把握が難しい方、肢体に障害があり、自力での迅速な避難が困難な方など様々な方がいます。

そうした方々が、周囲の方の配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」を作成し、普及に取り組んでください。

メ モ